

福祉施策住宅の入居者募集応募要領

1 申し込み資格

入居の申し込みのできる方は次のすべての条件にあてはまる方です。

(1) **現在、住宅に困っている方（世帯）**

※市営・県営などの公営住宅にお住まいの方、持ち家のある方は原則として申し込みできません。

(2) **市内に住んでいる方、又は市内に勤めている方（世帯）**

(3) **現に同居、又は同居しようとする親族のある方（世帯）**

（入居可能日までに婚姻届の提出ができる方を含みます。）

※独身者が他に扶養義務者のいる親・兄弟を呼んで同居したり、家族を不自然に分割して申し込むことはできません。

(4) **国税、地方税等を滞納していない方（世帯）**

※申告義務があるにも関わらず申告していない方は申し込みできません。

(5) **入居又は同居しようとする方が暴力団員でない方**

(6) **入居申し込み世帯の月額所得（次ページにある収入基準の算出結果）が0円であり、将来にわたって0円と見込まれる方**

(7) **緊急連絡人（原則、親族を含む2者）がある方（緊急連絡人の役割などの詳細は、一般用の案内を参照してください）**

入居期間中、下記役割を担っていただける「緊急連絡人」が必要です。

緊急連絡人は、原則、日本国内に居住する入居者の親族（同居しようとする方を除く）

2者とします。

ただし、2者のうち1者は、入居予定者が利用している介護サービス事業者等でも構いません。

(8) **車を持っていない世帯**

※ **単身者の申し込みは下記①～⑪のいずれかに該当する方のみ対象となります。**

① 60歳以上の方

② 身体障がいのある方（障がいの程度が1～4級）

③ 精神障がいのある方（1級～3級）

④ 知的障がいのある方（精神障がいのある方の障害の程度と同様）

③④に該当する方は、障害者自立支援法による地域定着支援を受けることが必要になる場合があります。

詳しくは、現居住区の社会福祉課にお問い合わせください。

⑤ 戦傷病者手帳をお持ちの方（特別項症～第6項症、又は第1款症）

⑥ 原子爆弾被爆者の認定を受けている方

⑦ 生活保護または、中国残留邦人等の方々に対する支援給付を受けている方

⑧ 海外からの引揚者（引揚げ5年未満）

⑨ ハンセン症療養所入所者等の方

⑩ 配偶者からの暴力被害者の方（一次保護終了又は保護終了が5年未満、裁判所からの命令の効力経過が5年未満、婦人相談所や配偶者暴力対応機関等の証明書等が発行された方）

⑪ 犯罪被害者（公的機関（警察等）により証明書等が発行された方）

2 収入基準

入居を申し込みした日において、その世帯内で収入のある方全員（パート、アルバイトなどを含む）の過去1年間の所得から表1の控除額を差し引き、12ヶ月で割った額が0円である世帯は申し込みができます。

収入基準の算出のしかた

① 収入を得ている方が1人の場合

ア 給与所得者

$$\begin{array}{l}
 \left[\begin{array}{l} \text{給与所得控除後の金額} \end{array} - \left[\begin{array}{l} \text{本人を除く同居親族数} \times 38\text{万円} + \text{表1の(2)から(7)の控除金額の合計} \end{array} \right] \right] \\
 \div 12\text{ヶ月} \\
 + \\
 \left[\begin{array}{l} \text{所得金額} \end{array} - \left[\begin{array}{l} \text{本人を除く同居親族数} \times 38\text{万円} + \text{表1の(2)から(7)の控除金額の合計} \end{array} \right] \right] \\
 \div 12\text{ヶ月} \\
 = 0\text{円}
 \end{array}$$

② 収入を得ている方が2人以上ある場合

2ヶ所以上から収入を得ている場合

$$\begin{array}{l}
 \left[\begin{array}{l} \text{給与所得控除後の金額又は所得金額の合計額} \end{array} - \left[\begin{array}{l} \text{本人を除く同居親族数} \times 38\text{万円} + \text{表1の(2)から(7)の控除金額の合計} \end{array} \right] \right] \\
 \div 12\text{ヶ月} \\
 = 0\text{円}
 \end{array}$$

※ 仮当選後に、最新の課税証明書や対象期間内（令和6年1月から現在まで）の収入証明書の提出が必要となります。

※ 別居扶養親族がある場合などについてはお問い合わせください。

表1 特別控除額

(1) 同居親族または控除対象配偶者若しくは別居扶養親族	38万円
(2) 満70歳以上の扶養親族（老人控除対象配偶者、老人扶養親族）	10万円
(3) 特定扶養親族（満16歳以上23歳未満の扶養親族）	25万円
(4) 障害者	
特別障害者（精神障害1級、身体障害1・2級、療育手帳A）	40万円
普通障害者（精神障害2・3級、身体障害3級以下、療育手帳B）	27万円
(5) ひとり親	
所得が500万円以下で、所得が48万円以下の生計を一にする子がいる、事実上独身の方	35万円
※所得が控除金額以下のときはその額	
(6) 寡婦	
ひとり親に該当せず、以下のいずれかに該当する方	27万円
・所得が500万円以下で、夫と離婚後独身で扶養家族がいる方	
・所得が500万円以下で、夫と死別等した一定の独身の方	
※所得が控除金額以下のときはその額	
(7) 給与所得控除・公的年金控除	
給与所得または公的年金等に係る雑所得を有する方	10万円
・給与・年金所得の合計額が10万円未満の場合はその合計額	